

松阪市中心市街地活性化複合施設 及び松阪市市民活動センター 指定管理者募集要項

松阪市産業文化部商工政策課
企画振興部地域づくり連携課

令和7年8月

目次

1 指定管理者の募集.....	1
2 施設の設置目的及び基本方針.....	2
3 指定管理者が行う管理運営の基準.....	5
4 指定管理者が行う業務の範囲.....	8
5 経費に関する事項.....	9
6 指定の期間.....	10
7 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項.....	10
8 応募資格に関する事項.....	12
9 応募スケジュール・手続き等について.....	14
10 選定の方法及び基準.....	18
11 指定管理者の指定及び協定に関する事項.....	19
12 問い合わせ先.....	20

1 指定管理者の募集

松阪市は、地方自治法、松阪市中心市街地活性化複合施設条例(以下「複合施設条例」という。)及び松阪市市民活動センター条例(以下「センター条例」という。)の規定により、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

【根拠法令等】

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2(第1、2項略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

松阪市中心市街地活性化複合施設条例(平成30年松阪市条例第34号)

(指定管理者による管理)

第21条 複合施設の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年松阪市条例第9号)第6条第1項の規定に基づき市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に、複合施設の管理に関する事業のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する事業に関すること。
- (2) 複合施設の利用及び利用料金に関すること。
- (3) 複合施設、設備器具等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

松阪市市民活動センター条例(平成17年松阪市条例第329号)

(管理)

第4条 センターの管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年松阪市条例第9号)第6条第1項の規定に基づき、松阪市の市民活動の活性化に資する法人又はその他の団体であって、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)が行うものとする。

2 施設の設置目的及び基本方針

(1) 施設の概要

①名 称：松阪市中心市街地活性化複合施設

所 在 地：松阪市日野町 788 番地

建築年月：平成 5 年 3 月

目 的：松阪市中心市街地活性化複合施設(以下「複合施設」という。)は、中心商店街ゾーンの中心に位置し、市民活動の振興、市内商工業の振興、地域経済の活性化を一層促進するとともに、中心市街地における道路交通の円滑化を目的としています。

複合施設構成

施設名称	面積	施設構成
松阪市中心市街地活性化複合施設 (カリヨンプラザ)	敷地面積 948.316 m ² 建築面積 632.811 m ² 延床面積 1,759.942 m ² 1 階床面積 566.090 m ² 2 階床面積 605.451 m ² 3 階床面積 540.001 m ² (内 143.321 m ²) PH 棟・渡り廊下棟・上屋棟 48.400 m ² (内、1 階産業支援センター部 は除く。)	【1 階】 ・管理事務所 ・会議、セミナー室 ・展示室 ・産業支援センター(指定管理外) ・倉庫(7 区画) 【2 階】 ・貸店舗 A ・貸事務所 A (指定管理外) ・貸事務所 B
市民活動センター	2 階床面積 605.451 m ² の内 136.95 m ² 3 階床面積 540.001 m ² の内 396.68 m ²	【2 階】 多目的ホール 136.95 m ² 【3 階】 事務室 40.66 m ² I T 工房 16.18 m ² 大会議室 67.17 m ² 小会議室 1 18.32 m ² 小会議室 2 23.13 m ² 小会議室 3 14.85 m ² 外会議室 42.00 m ² ラウンジ 60.00 m ²

②駐車場利用台数

単位：台

	令和 5 年度	令和 6 年度
有料台数	65,699 台	63,542 台
定期台数(月極) ※12 か月合計	858 台	824 台

③松阪市中心市街地活性化複合施設 展示室、会議室・セミナー室

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度
会議室利用数(件)	288	358

④市民活動センター

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度
来館者数(人)	14,212	15,309 (内 1,551)
会議室利用数(件)	991	1,039 (内 113)

※令和6年度より多目的ホール利用開始。括弧内「多目的ホールに係る数値」

(2) 基本方針

①基本方針

本施設が立地している場所は、松阪出身の国学者・本居宣長が尊敬する学者・賀茂真淵と生涯で一度だけ出会った『松阪の一夜』の舞台です。この“出会い”は 宣長を「古事記伝」完成へと向かわせたと言われており、日本の学問の歴史を大きく変えた歴史的な場所です。

本施設は中心市街地の真ん中に位置し、駅からも近く、駐車場が整備されています。市民にとって市民活動、商店街を利用するにあたり、必要不可欠な施設であるとともに市民生活に必要な情報を発信する拠点であり、松阪市の核となり得る施設であると考えます。

施設の利便性の向上を行い、適切な管理運営を行うとともに「市民活動」、「商業振興」かつ「情報発信」を行う拠点施設であることを認識し、一体的に管理を行い活性化につながる事業等を実施して下さい。

②維持管理方針

施設の維持管理に関する方針は、以下のとおりです。

- ・利用者に対する柔軟なサービスの提供や効率的な管理運営を行うこと。
- ・複合施設や設備については、利用者が安全に利用できることを第一とし、清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、適正な管理を行うこと。
- ・公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する管理運営を行うこと。

- ・複合施設の効用を最大限に発揮させるよう創意工夫を行うこと。
- ・利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行うこと。
- ・利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用者の満足度を高めること。
- ・各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応すること。
- ・松阪市と密接に連携を図ること。
- ・松阪市の環境方針等に基づく環境に対する取組みに努めること。
- ・個人情報を取り扱う場合は、松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、個人情報の保護のため必要な措置を講じること。

3 指定管理者が行う管理運営の基準

複合施設条例、センター条例で定める内容に従って、複合施設の管理を行うものとします。なお、適正な管理運営の観点から必要不可欠である業務の基本事項は、次のとおりです。

(1) 休館日

休館日は、1月1日とします。(市民活動センターは日曜日、1月1日から同月4日まで及び12月30日から同月31日まで)

なお、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に定めることができます。

また、指定管理者の応募に際しては、サービスの向上や利用効率を図る観点等から、これ以外に開館、又は休館を設定する提案を可能とします。ただし、実際の運営に際しては、これ以外の開館、又は休館を行う場合は事前に市長の承認を得る必要があります。

(2) 開館時間

開館時間は、午前9時から午後11時30分までとします。(市民活動センターは午前10時から午後10時まで)

なお、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができます。

また、指定管理者の応募に際しては、サービスの向上や利用効率を図る観点等から、これ以外に開館時間を設定する提案を可能とします。ただし、実際の運営に際しては、これ以外の開館時間の運用を行う場合は事前に市長の承認を得る必要があります。

(3) サービスの向上

複合施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応してください。

(4) 法令等の厳守

複合施設の管理運営にあたっては、次に掲げる法令等のほか、指定管理者が当然に適用を受ける法令及び協定書、仕様書等を厳守することとします。

- ①地方自治法
- ②松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ③借地借家法
- ④松阪市中心市街地活性化複合施設条例
- ⑤松阪市市民活動センター条例
- ⑥松阪市行政手続条例
- ⑦個人情報の保護に関する法律
- ⑧松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例
- ⑨松阪市情報公開条例
- ⑩労働基準法
- ⑪健康増進法
- ⑫その他関係法令等

※ 法令等に改廃等があった場合は、改廃等がされた内容をもって仕様とします。

(5) 環境配慮の推進

複合施設の管理運営にあたっては、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達(グリーン購入)等の環境配慮を行うこととします。

(6) 善管注意義務

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、複合施設内外の施設・設備及び敷地を常に良好な状態に管理しなければなりません。

(7) 施設の新設、増改築等

施設の新設、増改築等については、松阪市との事前協議が必要となります。なお、協議にあたっては、「2 施設の設置目的及び基本方針」、景観及び関係法令等に照らし判断することとなります。

(8) 施設・設備等の維持管理

管理運営業務を行うにあたっては、利用者が快適に複合施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

(9) 人員に関する業務

複合施設の管理に支障が出ない職員の勤務体制を整備し、管理運営業務等が適切に遂行されているかについてチェックを行える体制を確立してください。また、サービスの

向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し対応できるよう、職員研修等についても計画を策定してください。

(10) 公正な施設の供用

施設の供用にあたっては、利用に関し公平性を確保することとします。

(11) 緊急時の対応

指定管理者は、施設において利用者等に被害や災害その他の事故等が発生した場合、現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに松阪市に報告しなければなりません。

(12) 情報公開

施設の管理運営に係る情報の公開に関しては、松阪市情報公開条例に基づき、必要な措置を講じることとします。

(13) 管理運営業務を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者(従事者)は、当該施設の管理に関し、知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様とします。

(14) 文書の管理保存

管理運営業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書、図書、写真及び電磁的記録(以下「管理文書」という。)は、松阪市文書管理規程に準じて、適正に管理・保存することとします。なお、管理文書については、指定期間終了時に、松阪市の指示に従って引き渡しするものとします。

(15) 人権への配慮

指定管理者は、公平な採用選考や人権研修の実施等、人権に配慮した業務遂行に努めてください。

(16) 公共的団体及び地域活性化団体等との連携

松阪市の設置する観光施設・文化財施設、各商店街等及び民間団体との連携を図ることとします。

(17) その他

管理に関する詳細事項は、松阪市と協議の上、協定で定めることとします。

4 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は、概ね次の表のとおりとします。

項 目		業 務
(1)運営業務	①施設運営	ア 施設の提供 イ 施設の利用料金の設定及び収受 ウ 駐車場の活用 エ 利用促進業務 オ 施設の管理に係る収入・支出について
(2)維持管理業務	①施設管理	ア 施設及び設備の保守・維持管理 イ 備品管理 ウ 保安警備業務等 エ 清掃業務 オ 修繕業務 カ 利用料収受業務
(3)活性化事業業務	①市民活動活性化業務	ア 松阪市の市民活動の活性化に資する業務 イ 松阪市の市民活動に関する情報コーディネート業務
	②中心市街地活性化業務	ア 中心市街地活性化に資する自主事業

※業務内容の詳細については、「松阪市中心市街地活性化複合施設及び松阪市市民活動センター指定管理者業務仕様書」を参照して下さい。

※『(3)活性化事業業務②中心市街地活性化業務』は、指定管理者が行う業務の範囲となりますが、指定管理者が事業の実施内容・方法・料金等を定め、その経費を捻出するとともに、料金等が発生する場合は、その収益を指定管理者が収受するものとします。

業務の留意事項

- (1)行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等地方自治法に規定する市長のみの権限に属する事務は、指定管理者が行う業務から除かれます。
- (2)複合施設の管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、事前に松阪市の承認を受けた業務に限り、第三者に委託又請け負わせることができます。なお、業務の一部を委託又は請け負わせることができる第三者は、募集要項「8 応募資格に関する事項 (2)応募者の制限」に準じます。

5 経費に関する事項

施設の管理運営業務に要する経費については、複合施設の利用者が納める利用料金、指定管理者自らが企画・実施する各事業(以下「自主事業」という。)に伴い収受する収入及び松阪市が支払う指定管理料により賄うこととなります。指定管理料は、収支予算書(様式第5号)において提案があった金額から多目的ホール(市民活動センター)に係る利用料金収入分を差し引くこととし、協定書で定め、年度ごとに予算の範囲内で支払います。

(1) 指定管理料(提案の上限額)

各年度における指定管理料(上限)

令和8年度	21,242,000円(消費税及び地方消費税を含む)
令和9年度	21,242,000円(消費税及び地方消費税を含む)
令和10年度	21,242,000円(消費税及び地方消費税を含む)
令和11年度	21,242,000円(消費税及び地方消費税を含む)
令和12年度	21,242,000円(消費税及び地方消費税を含む)

指定管理料の精算について

協定書により定めた指定管理料は、管理運営業務に要した経費及び利用料金その他収入に増減があっても、原則、増額、減額はいたしません。

1階産業支援センター及び2階貸事務所Aについては、指定管理外になります。

(2) 利用料金

①施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。利用料金の額については、区分及び金額が定められていますので、複合施設条例、センター条例の定め範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者において設定してください。また、利用料金の額を設定した後に、その額を変更しようとする時も、あらかじめ市長の承認を得ることが必要となります。なお、利用料金の額の設定にあたっては、複合施設の利用率の向上やサービスの向上につながるよう配慮してください。

②指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により利用料金の全部又は一部を免除することができます。ただし、免除による利用料金収入の減収については、減収分を見込んで指定管理料を算定しているため、松阪市は補填等の措置は行いません。

③指定管理料については、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)で支払います。なお、支払い方法等の詳細については、協定書で定めます。

6 指定の期間

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

ただし、管理運営を継続することが適当でないと認められるときは、協定書に基づき、指定を取り消すことがあります。

7 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

1. 事業計画の策定及び提出

(1)指定管理者は、事業計画及び収支計画を内容とする事業計画書を毎年度策定し、前年度の3月15日までに提出してください。

(2)提出された事業計画書の内容に変更等が生じる場合は、当該変更を反映させた事業計画書を新たに策定し、提出してください。

(3)策定された事業計画書は、事前に松阪市の承諾を受けた後、実施することとなります。

2. 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条に基づき、毎年度の終了後30日以内に事業報告書を作成し、松阪市に提出するものとします。事業報告書等の内容については仕様書等によります。

3. 業務報告の聴取等

松阪市は、指定管理者に対し、その管理運営に関する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることが出来るものとします。なお、松阪市議会での管理運営に関する質問事項に対する資料の提供等については随時行うものとします。

4. 責任分担

協定締結にあたり、松阪市が想定する責任分担の方針は、別紙1(責任分担表)のとおりです。詳細については、協定の締結を行う際に定めるものとします。

5. 保険の付保

指定管理者は、その管理する業務の実施にあたり、自らのリスクに対して適切な範囲で保険等に加入するものとします。

6. 業務の継続が困難になった場合における措置

(1)指定管理者の責めに帰すべき事由の場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、松阪市は指定管理者の指定の取消しを行うことが出来るものとします。その場合において、指定管理

者に損害が生じて、松阪市は賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき主な事由は、以下のとおりです。

- ①指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合。
- ②指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合。
- ③協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合。
- ④その他指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の締結解除の申出があった場合。

(2)不可抗力等による場合

不可抗力が発生した場合、指定管理者は不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。不可抗力その他松阪市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、松阪市と協議することができるものとします。協議の結果、やむをえないと判断された場合、松阪市は指定の取消しを行うものとします。

(3)管理運営業務の水準が低下した場合の措置

松阪市の定期的な実地調査により、指定管理者の業務が仕様書等に規定した内容や水準を満たしていないと判断された場合、松阪市からの是正や改善等必要な指示が行われますが、この指示に従わないときや、その他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることがあります。

(4)損害賠償

上記(1)又は(3)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となり、松阪市に損害が発生したときは、松阪市は損害賠償請求をすることがあります。

(5)納付金の精算

上記(1)又は(3)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合において、それまでに徴収した収入より管理運営に要した費用を差し引いた額を松阪市へ納付するものとします。

なお、管理運営に要した費用が徴収した収入より上回った場合、補填等の措置は行いません。

7. 事務の引継ぎ

指定管理者は、協定発効までの間、指定管理者に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引継ぎ、職員の研修等を行うものとし、その経費負担は、原則として指定管理者の負担とします。また、指定期間の終了に際しては、松阪市に対し、円滑に業務の引継ぎを行うものとします。

8. 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が終了したときは、その管理をしないこととなった複合施設又は設備については速やかに原状回復することとします。ただし、原状回復を行わないことについて、松阪市の承認を得たときはこの限りではありません。

9. 備品の管理に関すること

(1)備品の内訳については、仕様書の「別紙3 備品一覧」を参照してください。

(2)複合施設に備付けの物品については、善良な管理者の注意義務をもって管理してください。

(3)複合施設に備付けの物品については、松阪市の基準に準じて備品台帳を備え、購入及び廃棄等の異動があった場合は報告し記録してください。なお、備品の更新等に係る経費は指定管理者の負担で行うとともに、指定期間終了後の取り扱いは、原則として松阪市に帰属するものとします。

(4)備品(松阪市に帰属のものに限ります。)の修理については、仕様書「別紙2 修繕費等の負担区分」によりますが、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、指定管理者の負担で修理等を行ってください。

10. 業務を実施するにあたっての注意事項

指定管理者が、管理運営業務に関して規程等を作成する場合は、松阪市と事前に協議するものとします。

11. 提供した資料の取扱い

松阪市が提供した資料等は、応募に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、松阪市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

12. その他の事項

この要項、仕様書及び協定書に定めのない事項については、その都度松阪市と協議するものとします。

8 応募資格に関する事項

(1)応募の資格

法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。(法人格は必ずしも必要ではありませんが、個人での応募はできません。)

(2)応募者の制限

次の条件に該当する団体に限ります。

- ①松阪市に活動拠点を置き、市民活動の活性化に資する団体であること。
- ②複数の団体により構成されたグループ(以下「グループ」という。)の場合は、グループを代表する団体を定めることとし、グループでの協定の締結にあたっては、構成員全てを協定当事者とする。
- ③地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して2年を経過しない団体でないこと。
- ④地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない団体及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない団体でないこと。
- ⑤役員等(法人である場合には、その法人の役員又はその支店もしくは営業所等(常時勤務等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。)に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれる団体でないこと。
- ⑥地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、松阪市における一般競争入札の参加を制限されている団体でないこと。
- ⑦松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領に基づく指名停止期間中の団体でないこと。
- ⑧松阪市税、法人県民税、法人事業税、法人税(法人以外の場合は申告所得税)、消費税及び地方消費税を滞納している団体でないこと。
- ⑨会社更生法に基づく更正手続き又は民事再生法に基づく再生手続きを行っている団体でないこと。
- ⑩団体又はその役員等が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
 - ア暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその利益となる活動を行う団体でないこと。
 - イ暴力団又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体でないこと。
 - ウ団体でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
 - エ団体でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
 - オ団体でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合(以下「会合」という。)に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係等を有している者がいないこと。

- ⑪松阪市議会の議員、市長、副市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が、無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人、清算人(以下「無限責任社員等」という。)に就任していない団体であること。ただし、松阪市議会の議員以外の者について、松阪市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している団体の無限責任社員等に就任している場合を除きます。

(3)グループでの申請

グループによる申請の場合には、次の点に留意してください。

- ①グループの名称を設定し、グループ内で代表となる団体を選定すること。なお、代表となる団体、又は構成団体の変更は原則として認めません。
- ②グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、又は単独で申請することはできません。
- ③グループの構成団体間における管理運営業務にかかる経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で明確に定めてください。

9 応募スケジュール・手続き等について

(1)指定管理者の募集及び応募スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ①募集要項等の配布開始、HP掲載 | 8月 1日(金) |
| ②公募説明会(現地説明会) | 8月12日(火)AM |
| ③質問書受付 | 8月13日(水)～8月15日(金) |
| ④質問書回答 | 8月22日(金) |
| ⑤指定申請書受付 | 8月25日(月)～9月 5日(金) |
| ⑥選定委員会によるヒアリング | 10月23日(木) (予定) |
| ⑦選定委員会による選考結果、市長報告 | 10月下旬(予定) |
| ⑧候補者の決定、通知、選定理由の公表 | 10月下旬(予定) |
| ⑨指定の議案上程 | 11月下旬(予定) |

(2)提出書類

指定管理者の指定を受けようとするため、指定申請する団体(以下「応募団体」という。)は、下記の書類を提出してください。

①指定管理者指定申請書(様式第1号)

グループ応募の場合は、グループ応募構成届出書(様式第2号)及びグループ応募業務分担、役割等に係る届出書(様式第3号)

②事業計画書(様式第4号)

③収支予算書(様式第5号、様式第6号)

④団体に関する書類(グループ応募の場合は、各構成団体も以下の書類を提出して下さい。)

ア 団体の概要書(様式第7号)

イ 法人の場合、当該法人の登記事項証明書(3か月以内に取得したもの)

ウ 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類

エ 過去3か年分の事業報告書又は業務の内容を示す書類

オ 過去3か年分の貸借対照表、損益計算書又は財務の状況を示す書類

カ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

キ 役員名簿(申請書提出日時点のもの)

ク 納税に関する証明書(発行から3か月以内のもの)

・松阪市税においては完納証明書

・法人県民税・法人事業税(三重県分)の納税証明書(滞納がないことを証するもの)

・法人税(法人以外の場合は申告所得税)の納税証明書(滞納がないことを証するもの)

・消費税及び地方消費税の納税証明書(滞納がないことを証するもの)

※ 納税義務のある場合のみ。ない場合はその旨の申立書(様式第8号)を提出すること

⑤指定管理者指定申請に係る申立書

応募者の資格等並びに応募書類等が虚偽でないことの申し立て(様式第9号)

⑥類似施設等の業務実績(様式第10号)

類似施設の業務実績がない団体については、様式第10号に代えて市民活動振興、商業振興、地域活性化を目的とする業務に係る実績について説明書(様式任意)を提出してください。

※提出書類は、証明書等を除き日本工業規格のA4の大きさとしします。

※「指定管理者指定申請・提出書類一覧」(別紙2)を参考としてください。

(3) 提出部数

正本1部及び副本7部(副本は複写可)

(4) 提出期間及び提出方法

①提出期間 令和7年8月25日(月)～令和7年9月5日(金)

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。

②提出時間 午前8時30分～午後5時15分

③提出場所 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市役所産業文化部 商工政策課

④提出方法 直接持参又は郵送

※ 郵送の場合、書留郵便とし、令和7年9月5日(金)必着。電送による提出は受け付けません。

(5) 提出書類の著作権

事業計画書等提出書類の著作権は、団体に帰属します。ただし、松阪市は指定管理者の決定の公募等において必要と認めるときは、当該提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(6) 提出書類の情報公開請求・議案審議に係る取扱いについて

提出書類に係る情報公開請求があった場合、「9. 応募スケジュール・手続き等について」の

(2) 提出書類②事業計画書(概要版)は公開資料とし、それ以外は非公開資料とします。

また、指定管理者の指定に係る議案審議における取扱いも情報公開請求と同様とします。

なお、事業計画書(概要版)については、指定管理者に係る選定の透明性を確保するため、全ての応募団体のものを公開資料としますので、それを前提に作成してください。

(7) 提出書類の留意事項

①重複提案の禁止

応募1団体(グループ)につき、事業計画書等の提出は1組とします。複数の提案はできません。

②提案内容の変更禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えによる提案内容の変更は原則として認めません。

③費用負担

応募に必要な費用は、団体の負担とします。

④使用言語及び通貨単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

⑤提出書類の取り扱い

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、提出書類は、選定等のために必要な範囲で複製を作成することがあります。

⑥事業計画書について

事業計画書の作成にあたっては、以下の項目に留意してください。

【施設管理】

ア 施設利用者の平等、公正な利用への方策について

イ 来館者及び施設利用者へのサービス向上

ウ 施設の効用を最大限発揮させること

エ 管理に係る経費の縮減

オ 施設の良好な維持管理保全

カ 個人情報の保護

キ 関係法令の厳守及び施設利用の安全確保

【事業実施等】

ア 松阪市の市民活動の活性化に資する業務について

イ 松阪市の市民活動に関する情報コーディネート業務について

ウ 中心市街地活性化に資する自主事業について

⑦収支予算書について

令和8年度から令和12年度の収支予算(消費税及び地方消費税を含む。)を主な収入・支出項目別に区分し、記載してください。

ア 管理運営に関する業務(様式第5号)

イ 中心市街地活性化に資する自主事業について(様式第6号)

(8) 募集要項等の配布、公募説明会等

①募集要項等の配布

ア 配布期間 8月1日(金)～9月5日(金)

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 配布時間 午前8時30分～午後5時15分

ウ 配布場所 松阪市産業文化部 商工政策課

〒515-8515 松阪市殿町1340 番地1

電 話 0598-53-4361

FAX 0598-22-0003

※募集要項等は、松阪市ホームページにも掲載しています。

松阪市ホームページ

URL：<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/35/>

②公募説明会(現地説明会)の開催

ア 開催日時 令和7年8月12日(火)午前10時00分から正午まで(予定)

イ 開催場所 松阪市中心市街地活性化複合施設 会議室(松阪市日野町788番地)(予定)

ウ 説明内容 募集要項及び仕様書等の説明、施設の見学

エ 参加人数 1応募団体につき2人以内

オ 参加申込 公募説明会参加申込書(様式第11号)を令和7年8月8日(金)午後5時15分までに
郵送、Fax 又は電子メールのいずれかの方法で送付してください。

参加申込み先は、上記募集要項等配布場所と同じ。

※Fax 0598-22-0003

※Eメール syok.div@city.matsusaka.mie.jp

(9) 質問の受付及び回答

質問は原則文書(様式第12号)とし、郵送、Fax 又は電子メールで受け付けます。
電話等、口頭による質問は、事務手続き等に関するものを除き受付はできません。

①受付期間 令和7年8月13日(水)～令和7年8月15日(金)

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

②受付時間 午前8時30分～午後5時15分

③受付場所 上記募集要項等配布場所と同じ

※Fax 0598-22-0003

※Eメール syok.div@city.matsusaka.mie.jp

④回答期日 令和7年8月22日(金)

⑤回答方法

回答は質問者に個別に書面にて回答するとともに、公平性、透明性を確保するため、原則、松阪市ホームページにて公表します。

なお、公表された回答は、仕様書等の追加事項としてお取り扱いください。

10 選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

松阪市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者の候補者の選定を行います。

(2) 選定の基準

以下の選定の基準に照らすとともに、別紙3「松阪市公の施設に係る指定管理者の候補審査選定基準(評価項目)」中の各項目について評価し、総合的に判断します。

- ①事業計画書及び収支予算書(以下「事業計画書等」という。)による施設の運営は、市民や利用者等の平等な利用に配慮することができるものであること及び集客力・サービス向上が図られるものであること。
- ②事業計画書等の内容が、基本方針に沿って複合施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ③施設管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- ④事業計画書等に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- ⑤施設の設置目的を達成するために必要な能力を有しているものであること。

(3) 選定審査及び候補者の選定

候補者の選定にあたっては、提出書類により応募資格を審査した上で、提案内容等について、選定委員会で書類審査を行い、ヒアリング(プレゼンテーションを含む)を要請します。ヒアリングの日時、場所等については、提出期限後に別途通知します。提出書類と応募者ヒアリングの結果を基に、選定委員会において総合的に審査を行います。

(4) 選定審査結果の報告

選定委員会は、選定審査の結果を松阪市長に報告します。

(5) 候補者の決定及び通知

松阪市長は、選定委員会による選定結果報告に基づき指定管理者の候補者を決定し、応募団体に通知します。

(6) 応募・選定時における情報の非公開

応募・選定時における応募団体に関する情報については公開しませんが、指定管理者候補団体が決定した際においては、指定管理者候補団体の基本的情報及び応募団体の選定結果について公表いたしますので、ご了承ください。

ただし、指定管理者候補団体以外の応募団体については、団体名の公表はいたしません。

(7) 選定審査対象からの除外

次の事項に該当する場合は、選定審査対象から除外いたします。

- ①選定審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ②選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤提出書類等の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- ⑥提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑦その他不正な行為があった場合

(8) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定することとします。

11 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、松阪市議会の議決が必要です。指定管理者の候補者について、松阪市議会定例会(令和7年12月議決予定)に上程し議会の議決が得られれば、当該候補者は指定管理者に指定されることになります。

(2) 協定の締結

- ①指定管理者の指定を受けた団体は、松阪市と次に掲げる事項について、複合施設の管理に関する協定を締結します。

ア指定期間に関する事項

イ指定管理料(委託料)に関する基本事項

ウ利用料金に関する事項

エ利用の許可及び行為の許可等に関する事項

オ事業計画及び事業報告に関する事項

カ情報公開及び個人情報の保護に関する事項

キ指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項

クその他必要となる事項

- ②松阪市が支払う指定管理料の支払い方法等に関しては、年度ごとに締結する協定書で定めま

す。

(3) 指定後の留意事項

- ①指定管理者の候補者となっている団体が、協定の締結に応じない場合、又は指定管理者に指定することが著しく不適當と認められる事情が生じた場合、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。
- ②指定管理者の指定を受けた団体が、協定の締結までに地方自治法第244条の2第11項の規定に該当する場合又は関係条例に違反した場合、その指定を取り消すことがあります。
- ③指定管理者の指定について松阪市議会の議決が得られなかった場合、又は否決された場合においても、指定管理者の候補者となっている団体が指定管理者に係る業務の準備等のために支出した費用等については、原則として当該団体の負担とします。

12 問い合わせ先

〒515-8515 松阪市殿町1340 番地1

松阪市産業文化部 商工政策課

電 話：0598-53-4361

F A X：0598-22-0003

メール：syok.div@city.matsusaka.mie.jp